

スマホ決済アプリを利用した納付についてのQ & A

問	答
1 スマホ決済アプリとは何ですか。	スマートフォンに登録すると、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、ご自宅等からいつでも各種手数料や使用料等を納付することができるアプリのことです。山口県では現在、Pay B（ペイビー）、Pay Pay（ペイペイ）、AEON Pay（イオンペイ）に対応しています。
2 どういった使用料や手数料が納付できるのですか。	納付用バーコードが印刷されている納入通知書または納付書であれば全てスマホ決済アプリを用いて納付ができます。
3 納付するためには、何が必要ですか。	次のものをご準備ください。 ①納入通知書または納付書 ②インターネットに接続可能で、カメラを搭載するスマートフォン等の端末
4 納付手続きの方法を教えてください。	①スマートフォン等の端末にアプリをインストールしてください。Pay Bについては、引き落としに利用する金融機関によって、インストールするアプリが異なります。 ②初めてアプリを起動したときは、本人認証や初期設定等を行う必要があります。詳しくは各アプリのホームページをご覧ください。 ③納入通知書または納付書の納付用バーコードをカメラで読み取ります。 ④Pay Bは事前に登録した銀行口座からの引き落としとなりますので、口座残高が必要です。Pay PayとAEON Payについては、ATMや銀行口座、クレジットカード等から事前に必要額をチャージしておく必要があります。 ⑤支払決定等のボタンをタップし、支払完了画面が出れば手続きは完了です。
5 夜間や休日でも利用できますか。	メンテナンス等のため、一部利用できない時間帯がありますが、基本的に夜間・休日を問わず利用できます。
6 納付額の他に、手数料等がかかりますか。	スマホ決済アプリにおいては手数料等はかかりません。なお、インターネット接続にかかる通信費用は、利用者負担となります。
7 Pay Bは、どのような金融機関の口座であれば、利用できるのですか。	引き落とし口座として利用可能である金融機関は、山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行、ゆうちょ銀行等です。詳しくは、ビリングシステム(株)のホームページ(https://payb.jp/)でご確認ください。
8 インターネットバンキングへの登録は必要ですか。	不要です。
9 1日に何度でも利用できますか。利用限度額はありますか。	Pay Bについては、1日に何度でも利用できますが、利用合計額が30万円を超えた場合、その日の支払は出来ず、翌日以降に納付いただくこととなります。利用合計額には山口県への納付以外（公共料金、他自治体への支払）も含まれます。Pay Payについては、利用者が上限額を設定することとなっています。AEON Payの上限額については、イオンカード払いは50万円、チャージ払いは5万円までとなっています。（ただし、1件30万円を超える納付書にはバーコードが印刷されませんので、スマホ決済アプリを利用して納付することはできません。）
10 家族名義の各種使用料・手数料を私名義のスマホ（アプリ）から納付することはできますか。	可能です。ただし、納付された各種使用量・手数料から還付金が発生した場合は、納入通知書または納付書に記載されている方に還付されますので、ご注意ください。
11 領収証書は発行されますか。	領収証書は発行しません。支払完了通知メールやアプリの取引履歴等からご確認ください。領収証書が必要な方は、納入通知書や納付書を使用して金融機関、コンビニエンスストアで現金により納付してください。
12 Pay Bについて、銀行口座からの引き落としはいつになりますか。	手続き後、即時となります。（残高不足時は、手続きができません。）
13 納付書にバーコードが印刷されていないのですが、なぜですか。	1件30万円を超える納付書にはバーコードが印刷されません。また、その各種手数料・使用料の内容によっては、バーコードのない納入通知書または納付書をお送りします。
14 納付日はいつになりますか。	納付日は、お支払いいただく方が納付手続きを完了した日となります。
15 納付手続きが完了しているか確認する方法はありますか。	アプリの取引履歴から確認することができます。Pay Bについては、支払完了を通知するメールが届きます。ただし、お支払いいただいたことを山口県側で確認できるまでは数日要する場合があります。
16 納付手続きが完了した後、取り消すことはできますか。	納付手続き完了後は、取り消すことはできません。十分にご確認の上、手続きを行ってください。
17 納付手続きを完了した後、誤って金融機関やコンビニエンスストア、またはクレジットカード、他のスマホ決済アプリで納付してしまいました。どうすればよいですか。	納付の取り消しはできません。二重に納付されたことによる過誤納金は、納付された日から一定期間経過後に納入通知書または納付書に記載されている方に還付します。なお、その際口座振替申出書をご提出していただきます。
18 納入通知書、納付書を紛失してしまいました。スマホ決済アプリで納付するにはどうしたらよいですか。	お支払いいただく各種手数料・使用料の担当窓口へ納付書の発行を請求してください。
19 山口県からスマホ決済アプリに関するメールが届くことがありますか。	山口県からメールを送信することはありません。山口県を装った不審なメールが届いた場合は、メールに記載されているリンク先（URL）へのアクセスや送信元への返信はしないでください。※本人認証の完了時や、支払手続き完了時には、金融機関やアプリを取り扱う事業者からのメールが届くことがあります。